

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症  
第91回 危機管理対策本部 会議次第

令和5年3月6日

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について
  
- (2) 東京都北区庁内共通新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止対策について

3 閉 会

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について

### 1 現状の捉え方

令和5年2月10日（金）に開催された、国の「新型コロナウイルス感染症対策本部（第102回）」及び、令和5年2月14日（火）に開催された、東京都の「東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第80回）」において、マスク着用を含む対応方針の見直しが行われた。

については、区としても、国及び東京都の見直しに沿った形で対応する。

### 2 基本的な考え方

区としては、令和4年9月13日の東京都の方針を踏まえ、基本的な感染防止対策の徹底と感染を広げないための行動を区民に呼びかけるとともに、感染防止を徹底しながら業務を継続してきたが、今回の国及び東京都の見直しを踏まえ、改めて基本的な考え方を示すこととする。

また、この考え方については、令和5年3月13日（月）以降とする。

#### <職員の出勤について>

- ・出勤時等において密集を避けるため、職員の時差出勤については、業務に支障のない範囲で実施する。
- ・職場内における感染拡大防止の観点から、令和2年9月15日危機対策本部決定「区職員の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合等の当面の対応について（令和3年6月18日修正）」の取り扱いを継続する。

#### <併せて行う対応方針>

- ・区民に対しては、なるべく少人数の来庁や、混雑時における入場制限等への協力を依頼するとともに、区側においては、待合場所でお客様の密集状況を引き起こすことのないよう配慮するとともに、郵送・オンライン形式による受付等を推進する。
- ・会議、打ち合わせにおいては、書面開催やオンライン形式を心がける。
- ・多くの区職員が感染若しくは濃厚接触者に特定される等により、職場への出勤が困難な状況が生じる状況を想定し、各部では、万一の事態に陥った際にも区民の混乱を回避できるよう、通常業務について、予め定めた維持・縮小・休止の方針について、常に確認を行う。

#### <東京都の措置を踏まえた業務等の継続及び縮小・延期・休止の基本方針>

- ・高齢者施設、障害者施設、健康支援センター、学校、幼稚園、保育園、児童館、学童クラブ、放課後子ども教室においては、感染防止策を徹底しながら運営を継続する。
- ・図書館、博物館等においては、密閉・密集・密接といったいずれの密状態に

ついで回避と、来場者同士の会話の回避等を含む感染拡大防止策を徹底しながら運営を行う。

- ・不特定多数の参加者のある式典・催し物・講座については、必要に応じてオンライン形式等非対面での開催を検討し、式典等の性質から対面形式での実施が相応しいと判断される場合については、参加者の体調チェック、手指消毒などの感染拡大防止策を徹底するほか、ソーシャルディスタンスの確保や参加者が大きな声を出さないよう配慮しながら運営を行うこととする。

#### ＜基本的な感染予防策の徹底＞

- ・区職員は、一人ひとりが感染拡大を抑制させる意識を強く持ち、区民の行動の規範となるよう、手洗いの励行や咳エチケット等の適切な行動をはじめ、令和2年10月23日危機対策本部決定「東京都北区 庁内共通新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止対策（令和5年3月6日修正）」の取り組みを改めて確認し、徹底する

### 3 区貸し出し施設の取扱いについて

#### （1）利用者に関すること

- ・施設内では、マスクを着用するかどうかは、個人の主体的な判断に委ねることを基本とする。なお、混雑時等については、マスク着用の協力を依頼する。
- ・こまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒を行う。
- ・体調がすぐれない（例：37.5 度以上の発熱がある場合（または平熱比1度超過）、咳・のどの痛みなどの症状がある）方については、施設利用を禁止する。
- ・他の利用者や施設管理者等との距離に配慮する。
- ・利用施設内の換気を適宜行う。
- ・施設利用にあたっては、密閉・密集・密接といったいずれの密状態の発生について回避に努めることとし、必要に応じて来館者の制限などを検討する。
- ・主催者は、各種業界団体の定めるガイドラインを参考に対策を講じ、感染症拡大防止に努める。
- ・その他、各施設の定める利用上の注意事項等を遵守するとともに、施設管理者の指示に従う。

#### （2）区貸出施設における個別の活動内容等に係る配慮事項等

- ・「大声あり」「大声なし」に関わらず。収容率上限を50%とする制限を見直し、「感染防止安全計画」等の策定・実施を前提に、収容定員まで可とする。
- ・北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館のホール及び講堂のステージ上での歌唱や演劇、口を使って奏でる楽器の演奏及びこれに類する活動を伴う利用については、業界団体が定めるガイドラインを遵守するほか、適切な予防策を講じることとする。

- 飲食を伴う利用については、感染防止対策を徹底した上で可とし、長時間に及ぶ飲食など感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ることとする。
- バーベキュー場については、東京都の基準に合わせて、利用を行っていく。
- 囲碁、将棋、麻雀等については、競技者はマスクを着用すること、対局中の会話を控えること、座席の間隔を1 m程度確保すること、頻繁な手洗い・手指消毒を行う等の感染拡大防止策を講じることとする。
- 活動内容の制限については、東京都の方針や近隣区の取扱い等を踏まえ、引き続き適宜見直しを検討する。
- 貸出中止等によるキャンセル料は、定員に制限を設ける場合のみ、時間帯を問わず全額を還付する。

#### 4 その他

- この考え方に記載のない事項で、国、東京都の方針が発出されているものは、それに準じることとする。
- この考え方については、新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえ、5月7日（日）までとする。

## 東京都北区 庁内共通新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止対策

この「東京都北区庁内における新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止対策」(以下、「本庁内共通対策」という。)は、区民の皆さまが安心して区庁舎を利用していただくとともに、来庁者の方々及び区職員間での感染拡大を防止するため、東京都北区が全庁をあげて実践する具体的な対策を取りまとめたものである。

策定にあたっては、庁内全職場に実施したアンケート及び庁内各部の代表者で構成された検討会での議論を経て、新型コロナウイルス感染症第危機管理室対策本部第25回本部会議で決定したものである。

本庁内共通対策については、限られた職員配置の中で、区民サービスの維持・向上を目指しながら、新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止にも取り組む必要があることから、実践可能且つ効果的な内容となるよう配慮した。

職員の皆さんには、本庁内共通対策を着実にお取り組みいただくようお願いする。

### I. 職員の新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ予防対策

#### 1. 手洗いの徹底

- 区職員は手洗い、手指消毒を励行する。
- 特に、昼食をはじめとする食事の前とトイレ使用後については、必ず石鹸で入念に手洗いを行う。
- 特に、建物入庁時には、必ず入口に備え付けられたアルコール手指消毒液による消毒を行う。
- 特に、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした消毒作業を行った際、ゴム手袋を外した後は必ず石鹸で入念に手洗いを行う。

##### 【解説】

新型コロナウイルスの感染ルートの最たるものは、ウイルスが付着している手で、自身の目や口に触れることである。手を清潔に保つことが重要であるため、職員は手洗い・手指消毒を徹底することとする。また、タオルの共用やジェットタオルの使用は不可とする。ペーパータオルの設置等については、衛生対策上は望ましいものであるが、使用後のペーパータオルをトイレに流し破損するといった事態が少なからず発生していることから、職員各自が清潔なハンカチ等を携行し使用することとする。

## 2. 発熱等体調不良時に勤務を控えることについての徹底

### 【解説】

発熱等体調不良を覚えながらも他者と接触することで、感染が広がったケースが数多く報告されている。職員は、体調がすぐれない場合は無理をせず出勤を控え、職場内での感染拡大を未然に防ぐことが重要である。併せて、所属長等においては、体調不良のある職員に出勤を求めず、また、勤務中に体調不良となった際には、直ちに他者との接触を回避させるための指示等が求められる。

## 3. マスクについて

- 勤務中のマスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。ただし、区民や職員について、重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦など）の感染を防ぐため、不特定多数と接触する窓口業務などの場面では、マスクの着用を推奨することとし、医療機関・高齢者施設等への訪問時などの場面ではマスクを着用することとする。

## 4. その他

- 特に、帰宅直後は手洗いとうがいを実施する。

## II. 庁内環境等の整備

### 1. 建物入口への手指消毒液の設置

- 特に、多くの人の出入りのある区役所や北とびあ、赤羽会館、滝野川会館等の主要な入口においては、手をかざすことにより非接触でアルコール手指消毒液が噴霧される機器を適正な個数設置する。

### 2. 換気の徹底

- 空調稼働している場合であっても、熱中症等室内温度に配慮しつつ、最大限窓や扉を開放し換気を行う。
- 窓等がないパーティションで仕切られたスペースにおいては、必ず30分に1回ドアを開け、換気を行う。
- 複数人数で車両に乗車する場合は、常に窓を開け換気を行う。天候の状況

によっては、車内空調を効果的に使用しながら、窓の開け方を工夫する。

### 3. その他

- ・蓋が閉まる洋式トイレを設置している場合「蓋を閉めて流して下さい」等の表示を行う。
- ・トイレで石鹸を備え付けている洗面台では、「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、トイレ後は石鹸を用いて丁寧に手洗いを行って下さい」等の表示を行う。
- ・室内では加湿器を用いる等、空気の乾燥を避ける措置を講じる。

## Ⅲ. 来庁者への対応

### 1. 手指消毒の積極的な勧奨

- ・建物に立ち入る際には、入口に設置しているアルコール手指消毒液により必ず消毒を行っていただくよう、掲示物の掲出や職員による声掛けを行う。
- ・各窓口等においても、対応する職員が、必ず対応開始時に先ず、手元に設置してあるアルコール手指消毒液による手指消毒実施の協力を求める。

### 2. 飛沫防止対策

- ・窓口において、2m以上の間隔を確保することが困難な場合、飛散防止フィルムやアクリルパネルを挟んで対応することとする。
- ・受付の番号札の配布等を担当している職員で、来庁される方と飛散防止フィルム等を挟んでの対応が困難な場合は、フェイスシールドを着用することを推奨する。
- ・特に、体調不良をきたしている来庁者及び区民の方等と対応する場合は、職員はフェイスシールドを着用することを推奨する。

### 3. 待合スペースにおける密集の回避

- ・可能な限り来庁を控えてもらうため、電話・郵送・ファックス・Eメール

やオンラインシステムなどによる受付を推奨する。

- 多くの方が密集する状況を回避するため、事前予約制や、窓口の混雑状況をお知らせするシステムを活用するなど、受付の順番が近くなってから、窓口付近に来ていただくような仕組みを推奨する。
- 近隣の待合スペースに余裕がある場合は、そちらでの待機を案内する。
- 前述の諸対策をもってしても、密集が回避できない場合は、臨時の待合スペースの確保に努めるとともに、長期的な対策が必要な場合は、必要に応じて庁舎内のレイアウトを見直す等の対策を検討する。

#### IV. 対策実行の確保

- 各職場の所属長は、週に1回定期的に、全職員に対して本庁内共通対策の確実な実践を呼びかける。
- 新型コロナウイルス感染症危機管理対策本部の事務局を所管する危機管理室防災・危機管理課では、定期的に全職員に対し、本庁内共通対策を意識し、適切に実践しているかを確認するためのアンケートを行う。



# 第80回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 次 第

令和5年2月14日（火）16時45分から  
都庁第一本庁舎 8階災害対策本部室

- 1 開会
- 2 本部長発言（補正予算について）
- 3 状況報告・各局報告
- 4 本部長指示
- 5 閉会

## 5 類移行に係る都の対応方針

### 【サステナブル・リカバリー】

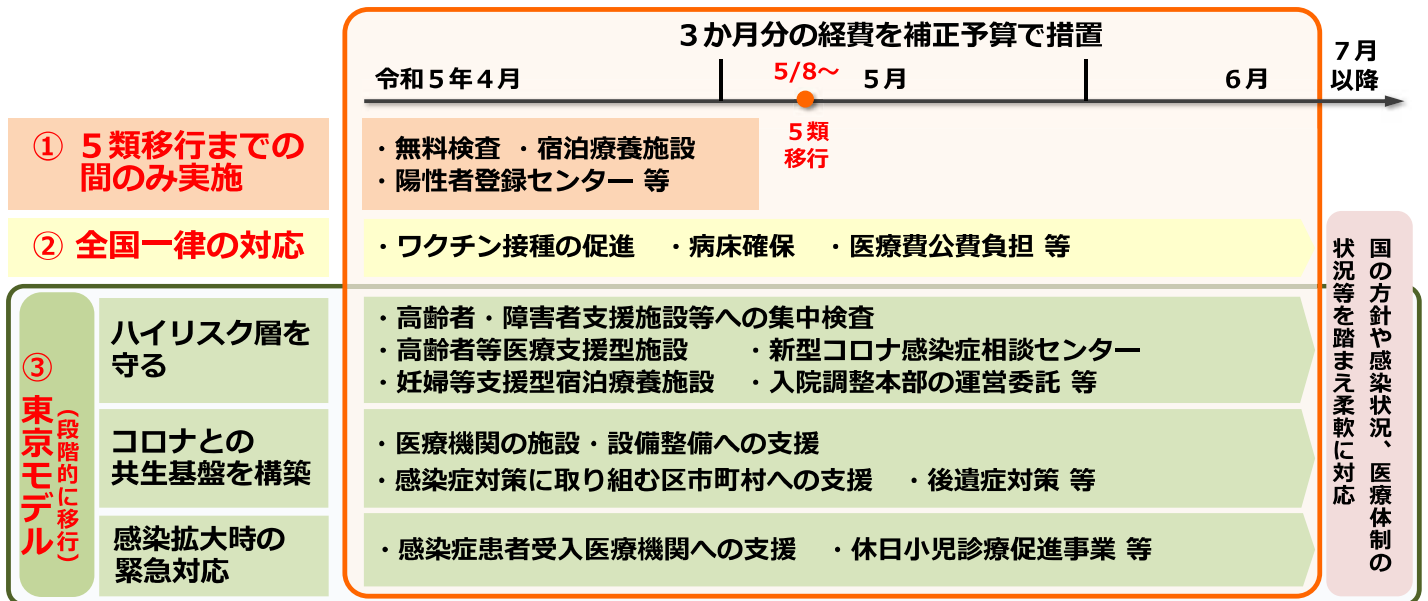
都民の命と健康を最優先に、かつての日常を取り戻すだけでなく、  
コロナとも共存した活気あふれる東京を確かなものにしていく

- ✓ 5 類移行後も都民の不安や医療現場等の混乱を招かないよう、  
必要な保健・医療提供体制を継続しつつ、段階的に移行する
- ✓ 感染が再拡大した場合に備え、機動的に対応できる体制を維持する

## 補正予算

## 予算規模 1,775 億円

# 令和5年度補正予算の3つの柱



## 5類移行までの間のみ実施する事業 423億円

PCR等検査無料化事業	103億円
濃厚接触者・有症状者への抗原検査キット配布	5億円
陽性者登録センターの運営	9億円
自宅療養の適切な実施に向けた支援	133億円
宿泊施設活用事業 ※妊婦等医療支援型を除く	84億円

## 全国一律の方針に基づき実施していく事業 691億円

患者受入に向けた病床確保料の補助	510億円
新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業	17億円
大規模接種会場における新型コロナウイルスワクチンの 集団接種事業	25億円
PCR検査等の保険適用に伴う自己負担分の費用負担	79億円
感染症法に基づく医療費等の公費負担	54億円

## 東京モデルとして当面継続すべき事業 661億円

(5類に応じた医療提供体制への移行を段階的に進めるために実施していくべき事業)

ハイリスク層を 守る	高齢者・障害者支援施設等への集中的検査の実施	64億円
	宿泊施設活用事業（妊婦等医療支援型）	14億円
	高齢者等医療支援型施設等の設置・運営	293億円
コロナとの 共生基盤を構築	<b>拡充</b> 感染症診療協力医療機関等施設・設備整備事業	5億円
	<b>新規</b> 新型コロナウイルス感染症の後遺症対策	0.3億円
感染拡大時の 緊急対応	診療・検査医療機関休日小児診療促進事業	3億円
	感染症疑い患者一時受入医療機関受入支援事業	110億円

## 5 類移行に係る主な施策の内容①

事項		施策の内容	
		5 類移行前（4月1日～5月7日）	5 類移行後（5月8日～6月30日）
相談体制	相談体制の確保	▶ 発熱相談センターで対応	▶ 発熱相談センターの相談機能、フォローアップセンターの健康相談機能、うちさぼの相談機能を統合して <b>継続</b> （仮称）東京都新型コロナウイルス感染症相談センターを開設
検査・診療体制	公費負担(外来)	▶ 検査費用（国1/2、都1/2）、外来医療費（国10/10）を公費負担	▶ 国の方針に合わせて対応 （全国一律の方針に基づき実施していく事業）
	診療所等の施設・設備整備の支援(外来) （検体検査機器設備整備補助、施設・設備整備費補助等）	▶ コロナとの共生基盤を構築するため、 <b>継続</b> （より多くの医療機関で検査診療する体制づくりのため、検査機器整備の支援を診療・検査医療機関以外にも拡充、パーテーションなど設備整備の箇所数を拡大）	
	感染防止対策の周知	▶ 感染防止対策の周知等を行いつつ、より多くの医療機関による対応ができるよう協力を呼びかけ（地域における感染防止対策の研修実施を支援）	
	休日の診療体制の確保	▶ 土日祝日や大型連休などの診療体制を確保	▶ <b>継続</b> （感染拡大時の緊急対応）
	モニタリング検査	▶ <b>終了</b>	
	施設職員に対する集中的検査	▶ 入所系施設：PCR週1回＋抗原定性週1～2回、通所・訪問系施設、医療機関：抗原定性週2～3回	▶ 高齢者等のハイリスク者を守るため <b>継続</b> （高齢者施設、障害者施設、医療機関、特別支援学校等は <b>継続</b> 。 幼稚園、保育所、小・中・高校は <b>終了</b> ）
	無料検査	▶ 約5万件/日の検査体制を確保	

※7月以降は、国の方針や感染状況、医療提供体制の状況も踏まえ、改めて検討

## 5 類移行に係る主な施策の内容②

事項		施策の内容	
		5 類移行前（4月1日～5月7日）	5 類移行後（5月8日～6月30日）
検査・診療体制	有症状者・濃厚接触者に対する検査キット配布	▶ 有症状者向け：7万件/日 濃厚接触者向け：5万件/日	▶ <b>終了</b> （自ら購入し、備蓄等の行動を呼びかけ）
	検査キット備蓄	▶ 約60万キットを確保（2/9時点）	▶ 規模を精査し、緊急配布できる体制を <b>継続</b>
医療提供体制	公費負担(入院)	▶ 入院医療費を公費負担（国3/4、都1/4）	▶ 国の方針に合わせて対応 （全国一律の方針に基づき実施していく事業）
	病床確保(病床確保料)	▶ 病床確保料を補助	▶ 国の方針に合わせて対応 （全国一律の方針に基づき実施していく事業）
	体制整備・受入促進 （患者受入謝金、転院促進、特動手当、宿泊先確保支援等）	▶ より多くの医療機関で患者を受け入れる体制づくりのため、 <b>内容を見直した上で継続</b> （病院における介護人材の確保や院内の感染防止対策経費を支援、ゾーニングなど設備整備の支援を確保病床をもつ病院以外にも拡大）	
		▶ 患者受入謝金等（転院促進、要介護高齢者・障害者の受入促進）	▶ <b>継続</b> （感染拡大時の緊急対応）
		▶ 医療従事者に対する特殊勤務手当の支給、宿泊先確保を支援	▶ <b>終了</b>
	入院調整	▶ 保健所による入院調整、入院調整本部による広域的な調整を実施	▶ <b>継続</b> （主に透析、妊婦、小児、精神、基礎疾患を有する方及び重症患者等を対象。病病・病診連携への移行促進）
	高齢者等医療支援型施設	▶ 8施設（692床）を運営	▶ 高齢者等のハイリスク者を守るため、 <b>継続</b>
酸素・医療提供ST	▶ 立川（85床）を運営 （築地は3月で閉鎖）	▶ 救急のひっ迫状況を見ながら <b>継続</b>	

※7月以降は、国の方針や感染状況、医療提供体制の状況も踏まえ、改めて検討

## 5 類移行に係る主な施策の内容③

事項	施策の内容			
	5 類移行前（4 月 1 日～5 月 7 日）	5 類移行後（5 月 8 日～6 月 3 0 日）		
医療提供体制	宿泊療養施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>約4,000室を確保（第8波ピーク時約11,000室）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>隔離目的のホテルは廃止（妊婦支援型・医療機能強化型は継続）</li> </ul>	
	感染防護具の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症に強い都市（レガシー）構築のため、継続</li> </ul>		
	病院の施設・設備整備の支援(入院) (重点医療機関等設備整備費補助、施設・設備整備費補助等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナとの共生基盤を構築するため、継続（より多くの医療機関で検査診療する体制づくりのため、入院受入医療機関以外にも対象拡充）</li> </ul>		
	後遺症対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続（後遺症対応医療機関マップ、医療従事者等の後遺症への理解促進に向けた取組を実施）</li> </ul>		
自宅療養体制	陽性者登録センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大2万人/日の対応能力を確保（第8波ピーク時最大4万人/日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>終了</li> </ul>	
	臨時オンライン発熱等診療センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急・外来など医療の負荷を軽減するため、休日・平日夜間に稼働</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続</li> </ul>	
	健康観察	うさば相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大350回線に対応（第8波ピーク時最大450回線）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発熱相談センターの相談機能、フォローアップセンターの健康相談機能と統合して継続</li> </ul>
		保健所(高リスク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院待機者又は保健所でフォローが必要な有症状者を健康観察</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>終了</li> </ul>
		フォローアップセンター(中リスク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>5か所・370名体制に対応（第8波ピーク時5か所・800名体制）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>終了</li> </ul>
医療機関		<ul style="list-style-type: none"> <li>発生届対象者を健康観察</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>終了</li> </ul>	

※7月以降は、国の方針や感染状況、医療提供体制の状況も踏まえ、改めて検討

## 5 類移行に係る主な施策の内容④

事項	施策の内容		
	5 類移行前（4 月 1 日～5 月 7 日）	5 類移行後（5 月 8 日～6 月 3 0 日）	
自宅療養体制	配食	<ul style="list-style-type: none"> <li>在庫約37万食を確保（1/31時点）、配送能力最大2.1万件/日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>終了</li> </ul>
	パルスオキシメーター貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>約43万台を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>終了</li> </ul>
	往診体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師会、広域的に実施する医療機関、施設向け医療支援チームを継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者等のハイリスク者を守るため、高齢者施設への往診チーム派遣を継続（自宅療養者には、相談窓口で往診可能な医療機関につなぐ仕組みを検討）</li> </ul>
	施設専用窓口 即応支援チーム 感染対策支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハイリスク施設対策（感染症に強い都市（レガシー）構築のため）として、継続</li> </ul>	
	患者移送体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間救急や陰圧車を活用した移送体制を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>透析患者等の移送は継続</li> </ul>
ワクチン接種・治療薬	ワクチン公費負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>全額公費負担（国10/10）</li> <li>※国の方針に合わせて対応（全国一律の方針に基づき実施していく事業）</li> </ul>	
	ワクチン接種促進支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別接種を行う診療所や病院を支援</li> <li>※国の方針に合わせて対応（全国一律の方針に基づき実施していく事業）</li> </ul>	
	ワクチン大規模接種会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模接種会場（北展望室、三楽病院）、ワクチンバスを運営（行幸(有楽町)・立川南は3月末で終了）</li> <li>※国の方針に合わせて対応（全国一律の方針に基づき実施していく事業）</li> </ul>	

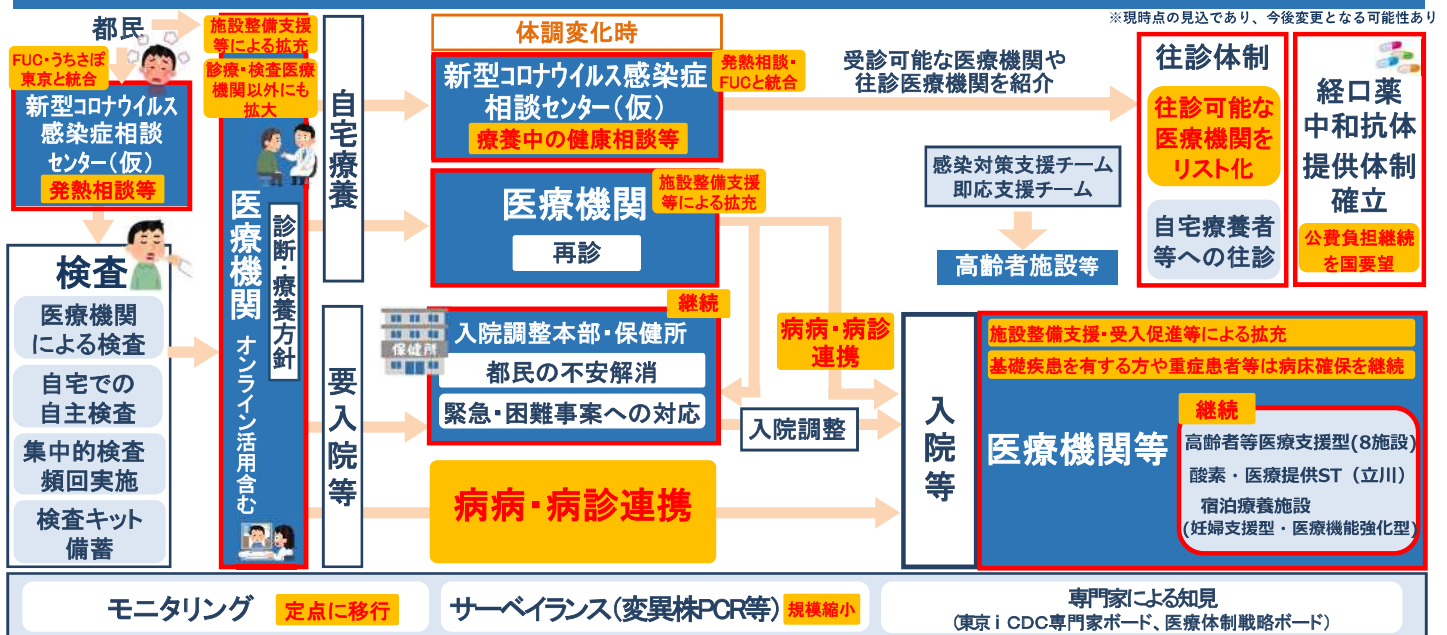
※7月以降は、国の方針や感染状況、医療提供体制の状況も踏まえ、改めて検討

## 5類移行に係る主な施策の内容⑤

事項	施策の内容	
	5類移行前（4月1日～5月7日）	5類移行後（5月8日～6月30日）
ワクチン接種・治療薬	治療薬の公費負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 全額公費負担</li> <li>▶ 国の方針に合わせて対応（全国一律の方針に基づき実施していく事業）</li> </ul>
	中和抗体薬治療促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 酸素・医療提供STや往診による中和抗体薬の投与体制を継続</li> <li>▶ 終了（一般の医療機関で対応）</li> </ul>
モニタリング、サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 全数把握を継続</li> <li>▶ 新たな変異株を監視（ゲノム解析、PCR検査、変異株サーベイランス）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 定点報告へ移行</li> <li>▶ ゲノム解析等は継続</li> </ul>
保健所支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 都職員の派遣、都保健所での人材派遣の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 継続（都職員の派遣は5月末で終了）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 夜間入院調整窓口を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 継続</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 保健所のデジタル化を推進（音声マイニングの活用、進捗管理のデータ化、SMS・ウェアラブル端末を活用した健康観察）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 感染症に強い都市（レガシー）構築のため、継続（健康観察の終了に伴い、SMS・ウェアラブルは終了）</li> </ul>
区市町村支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 区市町村が行う感染拡大防止対策等を支援（通所・訪問者への集中的検査、相談体制、自宅療養者支援など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 都の方針（高齢者等のハイリスク者を守る、感染症に強い都市の構築）に沿ってメニューを衣替えして継続（通所・訪問者への集中的検査、相談体制、5類移行に係る住民や診療所等の理解促進など。自宅療養者支援は終了）</li> </ul>

※7月以降は、国の方針や感染状況、医療提供体制の状況も踏まえ、改めて検討

## 5類移行に当たっての保健・医療提供体制の全体像（5/8～6/末）



## 新型コロナの5類移行に関する国への要望（2月14日）

- 国の対応方針（1月27日）に、**都がかねてから主張してきた、5類への移行を段階的に進めていくことが明示**
- **患者等への対応や医療提供体制についての具体的方針は、3月上旬を目途に示される**予定

補正予算案の編成に併せて、**より多くの医療機関で発熱患者の診療・入院患者の受入れ**を行っていくための**体制整備に向けた財政支援**や、**今後のワクチン接種計画の早期明示**等を**国に要望**

## 「マスクの着用」の考え方①（2/10政府対策本部決定）

【3月13日より適用】

**個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本**

政府は各個人の判断に資するよう、感染防止対策として**着用が効果的な場面などを示す**

- ① 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨
    - ・ **医療機関受診時**
    - ・ 高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する**医療機関や高齢者施設等への訪問時**
    - ・ **通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス**（概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。）の**乗車時**（当面の取扱）
  - ② 感染から自身を守るための対策として、マスクの着用が効果的な場面
    - ・ コロナの感染流行期に**重症化リスクの高い方が混雑した**（人との距離が確保できない）**場所に行く時**
  - ③ **症状がある者、新型コロナ検査陽性者、同居家族に陽性者がいる者**は、周囲の方に感染を広げないため、外出を控え、通院等やむを得ず、外出する時には人混みを避け、マスクを着用
  - ④ 高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する**医療機関や高齢者施設等での勤務中**はマスクの着用を推奨
- ※マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、**事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される**

## 「マスクの着用」の考え方② (2/10政府対策本部決定)

### 【留意事項】

- ✓ マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう周知していく
- ✓ 子どもについては、すこやかな発育、発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスクの着用を周知する
  - ※ 2歳児未満のマスク着用は奨めない（現行どおり）
  - ※ 2歳児以上についても、マスクの着用は求めないが、着用を希望する者に対し適切に配慮
- ✓ 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る
- ✓ 「マスクの着用」の考え方の適用後も、基本的な感染対策は重要であり、政府は、引き続き、「三つの密の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を励行

## 学校における取扱い (2/10政府対策本部決定)

### 【4月1日より適用】

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、**学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本**

以下に留意

- ①基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続き**マスク着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気等の必要な対策**を講じること
- ②地域や学校における新型コロナや季節性インフルエンザの感染状況等に応じて、児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、**児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないよう**にすること

※上記見直し時期にかかわらず、**同日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用**については、**卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本**とし、その際の留意事項を示すこととする。



## 国における「マスクの着用」の見直しについて

現在の考え方	見直し後 (R5.2.10政府対策本部決定)	法的位置付け変更後
R4.5.23～ ★ マスクの着用の考え方 R5.2.10政府対策本部決定	3 13 4 1	5 8 新型コロナは5類感染症へ移行
屋内：原則着用 屋外：原則着用不要	個人の主体的な選択を尊重し、着用は各個人の判断に委ねることを基本 マスクの着用が効果的な場面等を周知	・特措法に基づく協力要請等は終了 ・基本的対処方針は廃止
↓		
基本的対処方針に基づく基本的な感染対策を励行		
学 校 距離が十分確保 出来ない場合等は マスクを着用	卒業式は、児童生徒 等がマスクを着用し ないことを基本	マスクの着用を求めないことを基本
事業者	「業種別ガイド ライン」を見直し、周知	・感染対策又は業務上の理由等 により、利用者又は従業員に マスクの着用を求められる
「業種別ガイドライン」遵守 ※ガイドライン見直し		
個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組む		
※5/8以降はガイドラインが廃止となるため、国は自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど事業者等の取組を支援		

## 「マスクの着用」の見直しに係る都の対応（案）

### 【方針】 サステナブル・リカバリー

都民の命と健康を最優先に、かつての日常を取り戻すだけでなく、コロナとも共存した活気あふれる東京を確かなものにしていく

### 都の対応の考え方

- マスクの着脱は個人の主体的な判断を尊重する
- 高齢者等重症化リスクの高い者を守るため、感染防止対策としてマスクの着用の有効性や効果を踏まえつつ、マスクの着用が効果的な場面を、都民・事業者へ周知する

## マスクの着用の見直しに伴う呼びかけ(案) (3/13~5/7)

### 都民への呼びかけ

- 換気、3密の回避、手洗い・手指消毒等の**基本的感染防止対策**は引き続き励行
- 屋内・屋外を問わず、**マスクの着脱は個人の判断を尊重**
- ただし、**高齢者等重症化リスクの高い方などの感染を防ぐため、以下の場面ではマスクの着用を推奨**

- 医療機関の受診時
- 高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時及び医療機関や高齢者施設等の従事者の勤務中
- 感染流行期に重症化リスクの高い方が混雑した（人との距離が確保できない）場所に行く時
- 通勤ラッシュ等混雑した電車やバス（概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。）に乗車する時
- 施設の利用やイベント参加時に事業者から呼びかけられた時

※ 症状がある方、新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、周囲に感染を広げないため、外出を控える。  
通院等やむを得ず外出する時には、人混みは避け、マスクを着用する

## マスクの着用の見直しに伴う呼びかけ(案) (3/13~5/7)

### 事業者への呼びかけ

- 感染防止対策としてのマスクの着用の考え方が見直され、3月13日から適用されること等を踏まえ、業種別ガイドラインの変更や店舗での準備を

※ イベント開催や商業施設、飲食店等においては、業種別ガイドライン等に基づき、利用者等に感染対策としてマスクの着用を求めているが、見直し後は、マスクの着用は個人の判断に委ねることが基本となる。ただし、事業者が感染対策上または事業上等の理由により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることができる。

- ➡ 3月13日以降、各業界団体が修正した業種別ガイドラインについて、都民にホームページ等で周知
- 引き続き**業種別ガイドラインの遵守を**
- 効果的な換気、手洗い等の手指衛生、距離の確保等の**基本的感染防止対策**は引き続き励行

# 第三者認証制度の認証基準の見直し

## 国からの通知

「感染症予防対策に係る認証の基準（案）」を見直し【3月13日から5月7日まで適用】  
「**食事中以外のマスク着用の推奨**」については**必須項目から削除**

## 都の対応

- **都の認証基準「チェックポイント」を変更し、マスクに関する項目を削除**  
(現行基準) ・ 従業員に対して、マスク着用の徹底を周知している  
・ 利用者に対して、食事中以外のマスク着用の徹底を周知している  
・ 正しいマスクの付け方などを従業員に周知している  
・ 目に付きやすい場所にポスターを掲示するなど工夫した呼びかけを行っている
- **3月12日をもって、ポスター等によるマスク着用のお願いは終了**  
**感染防止対策を呼びかけるポスターを改訂し、リーダーを通じ改めて配布**
- **飲食店が感染対策等のため、利用者、従業員にマスク着用を求められることができる**

# 都立学校におけるマスク着用の取扱い

文部科学省からの通知を踏まえ、

## ○卒業式

教育的意義を踏まえ、**児童・生徒及び教職員はマスクを外すこと**を基本  
来賓、保護者等はマスクを着用

➡ 都立学校に対して周知済み（区市町村にも参考として送付）

## ○4月1日以降

学校教育活動の実施に当たって、**マスクの着用を求めないこと**を基本とする

➡ ガイドラインの改定等を行い、都立学校に対して周知予定  
（区市町村にも参考として送付）

※引き続き、マスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に対応

# 感染拡大防止の取組（案）

令和5年2月14日  
東京都

## 1. 感染拡大防止の取組

### (1) 区 域

都内全域

### (2) 期 間

令和5年3月13日0時より令和5年5月7日24時まで  
(学校におけるマスクの着用については令和5年4月1日から適用)

### (3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、以下の要請、協力依頼を実施

#### ①都民向け

- 基本的な感染防止対策の徹底
- 感染を拡げないための行動 等

#### ②事業者向け

- 業種別ガイドラインの遵守
- 催物（イベント等）の開催制限 等

## 2. 都民向けの要請、協力依頼

### (基本的な感染防止対策の徹底)

- こまめな『換気』を行うこと
- 混雑している場所や時間をできるだけ避け、『3密を回避』すること
- 屋内・屋外を問わず、マスクの着脱は個人の判断を尊重するが、高齢者等重症化リスクの高い者などの感染を防ぐため、以下の場面ではマスクの着用を推奨
  - ・医療機関の受診時
  - ・高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時及び医療機関や高齢者施設等の従事者の勤務中
  - ・感染流行期に重症化リスクの高い方が混雑した（人との距離が確保できない）場所に行く時
  - ・通勤ラッシュ等混雑した電車やバス（概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。）に乗車する時
  - ・施設の利用やイベント参加時に事業者から呼びかけられた時
- 会食は感染防止対策が徹底された認証店を利用すること
- こまめに『手洗い・手指消毒』を行うこと

### (感染を拡げないための行動)

- 自分と大切な人や社会を守るためにも、早めのワクチン接種を検討すること
- 療養期間中にやむを得ず外出する場合はマスクの着用、人混みを避けるなどの感染予防行動を徹底すること
- 感染に不安を感じたら、検査を受けることを要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項）

## 3. 事業者向けの要請、協力依頼

### (1) 飲食店及び飲食に関連する施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
集会場等 (第5号等)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている 結婚式場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗               <ul style="list-style-type: none"> <li>・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼</li> <li>・飲食の場における安全安心の確保のために「TOKYOワクシオン」の活用を推奨</li> </ul> </li> </ul>
遊興施設 (第11号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、 バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等の施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗               <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼</li> <li>・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼</li> </ul> </li> <li>●カラオケ設備を提供している店舗               <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼</li> </ul> </li> </ul>
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、 バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上記の店舗に共通の要請               <ul style="list-style-type: none"> <li>・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</li> </ul> </li> </ul>

### 3. 事業者向けの要請、協力依頼

#### (2) その他の施設①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請（法第24条第9項）（「3（3）イベントの開催制限」参照）</li> <li>● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼</li> <li>● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼</li> <li>● 以下の事項を実施するよう協力を依頼               <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・必要に応じて入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul> </li> <li>● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</li> </ul>
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バドミントン練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

### 3. 事業者向けの要請、協力依頼

#### (2) その他の施設②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の事項を徹底するよう協力を依頼               <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な感染防止対策の実施 なお、令和5年4月1日からは、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。</li> <li>・部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止対策、飲み会等に関する学生等への注意喚起</li> <li>・発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること</li> <li>・感染防止と面接授業・遠隔授業の効果の実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること</li> </ul> </li> </ul>
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学 等	

### 3. 事業者向けの要請、協力依頼

#### (3) イベントの開催制限

- イベント主催者等は、以下の規模要件に沿ったイベントを開催することを要請（法第24条第9項）

施設の収容定員（※1）		
～5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人の施設	10,000人超の施設～
収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
	「感染防止安全計画」（※2）を策定した場合 → 収容定員まで可	

- ※1 収容定員が設定されていない場合
  - ・十分な人と人との間隔（最低1m）を確保：人数上限無し
  - ・人と人が触れ合わない程度の間隔を確保：5,000人まで入場可  
※「感染防止安全計画」（※2）を策定した場合は人数上限なし
- ※2 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用
- ※3 上記の制限は「大声あり」「大声なし」に関わらず適用

- 参加者等に対し、イベント等の前後の活動における基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼
- 業種別ガイドラインを遵守することを要請（法第24条第9項）

### 3. 事業者向けの要請、協力依頼

#### (4) その他

##### (職場への出勤等)

- テレワークの推進や、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼

##### (ワクチン接種歴や検査結果確認の取組)

- 飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴（TOKYOワクシオン等を活用）や陰性の検査結果を確認する取組を推奨

例) 飲食 : 大人数の会食、ホームパーティー 等  
イベント : 小規模イベント、結婚式 等  
移動 : 都道府県間の旅行 等  
その他 : 高齢者施設での面会 等